

自立支援医療費（精神通院）支給認定申請書（新規・更新・再申請・変更） 1

受診者	フリガナ 受診者氏名		性別	男・女	年齢	歳	生年月日 明治・大正・昭和・平成 年 月 日	
	受診者住所	〒			電話番号			
未通の場合 受診者が18歳	フリガナ 保護者氏名				受診者との続柄			
	保護者住所 2	〒			電話番号 2			
負担額に関する事項	受診者の被保険者証の記号及び番号			保険者名				
	受診者と同一保険の加入者							
	該当する所得区分 3	生保・低1・低2・中間1・中間2・一定以上			高額治療継続者 4	該当・非該当		
精神障害者保健福祉手帳番号			有効期限	年 月 日				
受診を希望する指定自立支援医療機関（薬局・訪問看護事業者を含む）	医療機関名				所在地			
	病院・診療所							
	病院・診療所							
	薬局							
	訪問看護事業者							
受給者番号 5			有効期限	年 月 日				
私は、上記のとおり、自立支援医療費の支給を申請します。 兵庫県知事 様 平成 年 月 日 申請者氏名 印 6								

- 1 新規・更新・再申請・変更のいずれかに をする。変更の場合、県外からの転入又は所得区分、医療機関の変更について、この様式を使用。
- 2 受診者本人と異なる場合に記入。
- 3 裏面チェックシートを参照し、該当すると思う区分に をする。
- 4 裏面チェックシートを参照し、該当すると思う区分に をする。
- 5 更新、再申請、変更の場合に記入。
- 6 申請者氏名については、記名押印又は自筆による署名のいずれかとすること。

----- ここから下の欄は記入しないでください -----

自治体記入欄

申請受付年月日	平成 年 月 日	経由機関受理年月日		精神保健福祉センター收受年月日	
受付機関名	播磨町	経由機関名			
前回所得区分	生保・低1・低2・中間1・中間2・一定以上		重度かつ継続	該当・非該当	
今回所得区分	生保・低1・低2・中間1・中間2・一定以上		重度かつ継続	該当・非該当	
所得確認書類	市町村民税課税証明書 生活保護受給世帯の証明書		市町村民税非課税証明書 その他収入等を証明する書類（	標準負担額減額認定証 ）	
受給者番号			認定年月日		
備考					

依 頼 書

播 磨 町 長 様

私は、自立支援医療費の支給認定にかかる私の収入及び世帯に属する市町村民税等の調査を依頼します。

平成 年 月 日

申請者氏名

印

申請者氏名については、記名押印又は自筆による署名のいずれかとすること。

所得の区分に関するチェックシート

自立支援医療制度における「世帯」とは受診者と同一医療保険で認定されている範囲です。

自立支援医療を受診する方が属する「世帯」に関する質問

- 自立支援医療を受診する方が属する「世帯」は、生活保護の認定を受けていますか。
 - ・受けている：「生保」に をしてください。
 - ・受けていない：2へ
- 自立支援医療を受診する方が属する「世帯」は、市町村民税（均等割か所得割のいずれか又は両方）が課税されていますか。
 - ・課税されていない：3へ（市町村民税非課税証明書をご用意ください。）
 - ・課税されている：4へ（市町村民税の課税額が分かる証明書をご用意ください。）
- 自立支援医療を受診する方の収入が80万円以下ですか。（自立支援医療を受診する方が18歳未満の場合にはその保護者の収入が保護者全員それぞれ80万円以下ですか。）
（収入とは障害年金、特別児童扶養手当、特別障害者手当等を含めた収入の合計額）
 - ・80万円以下：「低1」に をしてください。
 - ・80万円を超える：「低2」に をしてください。
- 自立支援医療を受診する方が属する「世帯」のうち、加入している医療保険の保険料の算定対象となっている方が納めている市町村民税額（所得割のみ）は、以下のどの金額に該当しますか。
 - ・市町村民税額（所得割）3万3千円未満：「中間1」に をしてください。
 - ・市町村民税額（所得割）3万3千円以上2万3千5千円未満：「中間2」に をしてください。
 - ・市町村民税額（所得割）2万3千5千円以上：「一定以上」に をしてください。
- 「高額治療継続者」（下記参照）に該当しますか。
 - ・該当する：「高額治療継続者」の「該当」に をしてください。
 - ・該当しない：「高額治療継続者」の「非該当」に をしてください。

「高額治療継続者」の対象範囲

精神通院医療・・・症状性を含む器質性精神障害（F0） 精神作用物質使用による精神及び行動の障害（F1） 統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害（F2） 気分障害（F3） てんかん（G40）

その他 3年以上の精神医療の経験を有する医師によって、集中的・継続的な通院医療を要すると判断された方

詳しくは、現在通院中の医療機関の主治医にお尋ね下さい。

医療保険の高額療養費で多数該当の方

← 一定所得以下			← 中間的な所得		← 一定所得以上 →
← 「生保」	← 「低1」	← 「低2」	← 「中間1」	← 「中間2」	← 「一定以上」
0円	負担上限額 2,500円	負担上限額 5,000円	負担上限額 医療保険の自己負担限度額		自立支援医療の対象外 (医療保険の負担割合 ・負担限度額)
			「高額治療継続者」		
			負担上限額 5,000円	負担上限額 10,000円	負担上限額 20,000円

高額治療継続者かつ市町村民税の所得割合額が23万5千円以上の世帯に属する者（一定以上の該当）の負担上減額を2万円とした支給認定期間は、平成21年3月31日までです。